仙台大学紀要「投稿規程」

- 第 1 条 この規程は、本学が発行する「仙台大学紀要」 (以下、「本誌」という。) の投稿論文及び発 行に関する諸事項を定め、編集業務を円滑 に遂行するために設ける。
- 第 2 条 本誌の発行は, 9月(1号)と3月(2号) の年2回とする.
- 第 3 条 本誌への投稿は、本学の教員(非常勤講師を含む)及びそれに準ずる職員・新助手、 学園関係者、大学院研究科在籍の院生・研究生とする。但し、非常勤講師、職員及び 学園関係者は本学専任教員を、当該研究科 在籍の院生・研究生は指導教員を共著者と する。
- 第 4 条 投稿論文は、体育・スポーツ、健康科学等 における完結した未発表の論文であり、他 誌に投稿中ではない論文に限る。
- 第 5 条 原稿の種類は,以下の総説,原著論文,研究 資料,実践研究,事例報告,論評,学会参 加報告とする.
 - 一 総説 (Review)

当該研究領域の知見を独自の視点から体系的にまとめあげ、今後の研究課題や新たな研究の方向性を論じた論文.

- 二 原著論文 (Original Paper) 科学論文としての内容と体裁を満たし、新 たな科学的知見をもたらす論文.
- 三 研究資料 (Materials) 実験や調査等で得られた価値あるデータからまとまった知見を提供し、以後の研究の 発展に寄与する論文.
- 四 実践研究 (Applied Study) 教育・研究現場からの実践的な情報に基づい た研究で実用的価値の高い論文.
- 五 事例報告 (Case Report) 特定する少数の事例について詳しく調査し、 それを報告することによって新たな研究の 萌芽・発展が期待される論文.
- 六 論評(Commentary) 当該研究領域に関する十分な論証に基づいた 批評を扱った論文.
- 七 学会参加報告 (Conference Report) 学術的会議や会合 (※投稿規程細則) へ参 加出席することによって得た最新の学術情 報 (国内外の研究 動向等) を周知すること

- により、各方面の研究活動の啓発を図ることを趣旨とする報告.
- 第 6 条 投稿者は、仙台大学「ヒトを対象とした研究」 の倫理規程に基づき、同規程第2条一に該 当する場合は本学倫理審査会等の倫理審査 を受審しなければならない。
- 第 7 条 投稿論文の原稿提出の期限は, 1号が5月 末日, 2号が11月末日とする.
- 第 8 条 投稿論文(学会参加報告を除く)は、本学 専任教員2名(博士号取得者及び編集委員 会が専門的見地から審査員として認めた者) の審査を受けるものとする.
- 第 9 条 投稿論文の掲載の採否と時期は, 紀要編集 委員会において決定する.
- 第10条 本誌に掲載された論文の著作権は、仙台大学に帰属する。但し、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。掲載された論文は原則として電子化し、本学の機関リポジトリ上で公開する。
- 第11条 この規程に定めるもののほか、投稿に必要な事項は同細則ならびに執筆要領に定める.
- 第12条 この規程は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。
- 附 則 この規程は、昭和43年4月1日に制定し、 同日から施行する。
- 附 則 この規程は、昭和53年6月27日に一部 改正し、同年4月1日から施行する.
- 附 則 この規程は、平成22年5月11日に全面 改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年4月21日に一部 改正し、同年4月1日から施行する.
- 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行 する.
- 附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行す る
- 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行す る.